

令和3年2月1日

(各府省事務次官 殿)

人 事 院 事 務 総 長

「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」の一部改正について (通知)

「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて (平成27年12月25日人参一1583)」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年2月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以下「傍線部分」という。) でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

各府省において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組を推進するに当たっては、勤務環境の整備等を図りつつ、国家公務員制度の基本原則にのっとり職員的能力・実績に基づく任用を行う等、下記の事項に留意していただくようお願いいたします。人事院としては、引き続き、各府省の具体的取組が進むよう支援してまいります。

なお、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」について（平成23年1月14日人企-14）」は、廃止します。

1 (略)

2 勤務環境の整備等について

各府省においては、仕事と家庭の両立支援制度の利用促進やハラスメント防止対策の実施などにより、働きやすい勤務環境を整備す

本日、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されたところであり、今後、各府省において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて、更なる取組が進められていくこととなります。各府省において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組を推進するに当たっては、勤務環境の整備等を図りつつ、国家公務員制度の基本原則にのっとり職員的能力・実績に基づく任用を行う等、下記の事項に留意していただくようお願いいたします。人事院としては、引き続き、各府省の具体的取組が進むよう支援してまいります。

なお、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」について（平成23年1月14日人企-14）」は、廃止します。

1 (略)

2 勤務環境の整備等について

各府省においては、仕事と家庭の両立支援制度を活用するなど働きやすい勤務環境を整備することが重要である。

ることが重要である。

このため、人事院は、両立支援のために必要な施策等の検討を進めるとともに、各府省におけるハラスメント防止対策について、研修教材の提供や研修指導者を養成するための研修の実施、相談員を対象とするセミナーの開催などの支援を行うことなどにより、男女問わず働きやすい勤務環境の整備を図ることとする。さらに、本府省及び地方機関それぞれの幹部・管理職員を対象に、意識啓発のためのセミナーや、ハラスメント防止に向けて求められる役割等について再認識させるための研修などを実施する。

また、各府省は、女性職員の採用・登用に関して性別によって差別的取扱い等を受けた、ハラスメントを受けたなどとして職員から苦情を受けた場合には、適切に対応しなければならず、人事院も同様に苦情相談に応じる。

人事院は、両立支援のための必要な施策等の検討を進めるなど、男女問わず働きやすい勤務環境の整備を図ることとする。さらに、女性職員も働きやすい勤務環境整備の一環として、本府省及び地方機関それぞれの管理職員を対象として、各職場における人事管理・人材育成に責任を有する管理職員を対象とする意識啓発のためのセミナーなどを実施する。

また、各府省は、女性職員の採用・登用に関し、性別によって差別的取扱い等を受けたとして職員から苦情を受けた場合には、適切に対応しなければならず、人事院も同様に苦情相談に応じる。